



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティボンド・フレームワーク評価結果を公表します。

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

グリーン・ソーシャル・サステナビリティボンド・
フレームワーク

新規



発行体	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ（証券コード:5832）
評価対象	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ グリーン・ソーシャル・サステナビリティボンド・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループの概要

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ（ちゅうぎん FG）は、株式会社中国銀行を中核とするちゅうぎんグループの持株会社である。同社グループは、現在は子会社 24 社及び関連会社 1 社で構成され、銀行業を中心に、リース業、証券業等の金融サービスに係る事業を行っている。岡山県・広島県・香川県等にまたがる広域経済圏である「東瀬戸内経済圏」を事業基盤とし、同社グループが本店を置く岡山県においては 46%という高い貸出金シェアを有し、預金シェアについても 51.3%と県内トップとなっている。また、古くから店舗網を有する広島県東部や香川県・愛媛県の一部地域においても、一定のシェアを有している。

▶▶▶2. ちゅうぎん FG の ESG 経営及びサステナビリティに向けた取り組み

ちゅうぎん FG は、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」を経営理念とし、「地域のお客さまに「選ばれ」、「信頼される」総合金融サービスグループ」を経営ビジョン

に、「お客さまとの Win-Win を目指します、個として仕事を通じて夢を実現します、会社として働き甲斐と成長の場を提供します」の3つをちゅうぎんバリューとし、行動規範・行動指針を含めたこれら全体の経営理念体系を実践することをサステナビリティの基本方針としている。ちゅうぎんFGは、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すため、6つの重点課題（地域経済・社会の活性化、少子高齢化社会への対応、DXの推進、多様な人材の活躍推進、環境経営の促進、ガバナンスの高度化）を特定し、取り組んでいる。

ちゅうぎんFGは、現在、2017年に策定した2027年までの長期経営計画 Vision2027「未来共創プラン」のステージ III（2023年度～2026年度）にあたる中期経営計画を推進している。同計画では、「地方創生 SDGs の『深化』」「イノベーションの創出」「グループ経営基盤の強化」を3つの成長戦略とし、好循環を生み出すことで地域社会に貢献するビジネスモデルの構築を目指している。前述の6つの重点課題に対応する具体的な施策が中期経営計画に落とし込まれており、取り組みに対する目標値をサステナビリティ KPI として設定している。

また、同社グループは、サステナビリティ経営の取り組み強化を目的に、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置している。気候変動・生物多様性を含むサステナビリティに関する重要事項等については、同委員会及びグループ経営会議での審議・議論を経て、定期的に取り締り会へ付議・報告がされており、取締役会が取り組みを監督・指示し、審議結果を経営戦略やリスク管理・評価に反映させる体制としている。また、上記の取り組みをグループ全体で推進するにあたり、サステナビリティ推進部を設置し、施策推進の実効性を確保している。

▶▶▶ 3. グリーン・ソーシャル・サステナビリティボンド・フレームワークについて

一般の評価対象は、ちゅうぎんFGが債券により調達する資金を、環境改善効果及び／又は社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたグリーン・ソーシャル・サステナビリティボンド・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンボンドガイドライン⁴」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁵」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

ちゅうぎんFGは、調達した資金について、あらかじめ本フレームワークで定められた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び／又はソーシャルプロジェクトに対する新規及び既存の投融資又は支出に充当する予定である。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行なうことが定められている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果及び社会的便益が期待されると評価している。

選定基準の決定及び評価プロセスは、専門的知識を持つ部門や経営陣が関与するよう適切に定めているほか、資金管理についても適切な管理を行い、内部・外部監査等を通じた統制が働いている。レ

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² ICMA "Social Bond Principles 2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

³ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁴ 環境省、グリーンボンドガイドライン 2024年版 <https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>

⁵ 金融庁、ソーシャルボンドガイドライン 2021年版 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

ポーティングについても、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、ウェブサイトにて年次で開示される計画であり、投資家等に対し十分な説明がされるものと評価している。以上より、JCR はちゅうぎん FG における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

目次

■評価フェーズ 1：グリーン性・ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトのグリーン性・ソーシャル性について
 - (1) 資金使途の環境改善効果について
 - (2) 資金使途の社会的便益について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ 3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

ちゅうぎんFGが本フレームワークで資金使途としたグリーン適格プロジェクト及びソーシャル適格プロジェクトは、いずれも同社グループのマテリアリティに貢献する重要な施策であり、環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

ちゅうぎんFGが策定した本フレームワークでは、グリーンプロジェクトのみを資金使途としてグリーンボンド、ソーシャルプロジェクトのみを資金使途としてソーシャルボンド、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトを資金使途としてサステナビリティボンドによる調達を行うことのできる仕組みとなっている。以降は本フレームワークに基づく債券を総称して「サステナビリティボンド等」と記載する。

資金使途にかかる本フレームワーク

本フレームワークに基づいて発行するグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドを通して調達した資金を、以下の適格クライテリアを満たす新規及び既存の投融資又は支出に充当する予定です。なお、既存の投融資又は支出の場合は、該当するグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行日から遡って4年以内に実行されたものに限りです。

<グリーン適格クライテリア>

プロジェクト カテゴリー	適格クライテリア
再生可能 エネルギー	A) 以下の発電向け設備投資（土地の賃貸・購入、施設建設、設備の購入・設置、運営、保守・管理、施設拡張を含む） <ul style="list-style-type: none"> I. 太陽光発電 II. 風力発電 III. 地熱発電 IV. 小規模水力発電

	<p>※発電容量が 30MW 未満の発電事業に限定する</p> <p>V. バイオマス発電</p> <p>※投融資実行時点における最新の FIT/FIP 制度の要求事項を満たす燃料を使用すること</p> <p>VI. 系統用蓄電施設</p> <p>VII. 送電設備</p> <p>※再エネ電力の利用拡大に不可欠と認められるプロジェクトに限定する</p> <p>B) 当社グループにおける再生可能エネルギー由来電力の購入</p>
<p>グリーンビルディング／エネルギー効率</p>	<p>C) 以下のいずれかの認証取得済又は今後取得予定の建物の建設、購入又は既存建物の改修</p> <p>① 建物の建設、購入</p> <p>I. LEED（エネルギーと環境デザインにおけるリーダーシップ）：Silver 以上（LEED BD+C の場合は v4 以降）</p> <p>II. BREEAM（英国建築研究所建築物性能評価制度）：very good 以上（v6 以上）</p> <p>III. CASBEE（建築環境総合性能評価システム）建築評価認証、不動産評価認証：B+以上</p> <p>IV. DBJ Green Building 認証：3 つ星以上</p> <p>V. BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）： (ア) 平成 28 年度基準：3 つ星以上 (イ) 令和 6 年度基準： 非住宅：レベル 6～レベル 4 ※1 再生可能エネルギー設備がある住宅：レベル 6～レベル 3 ※2 再生可能エネルギー設備がない住宅：レベル 4～レベル 3 ※2 ※1：2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格（工場等（物流施設を含む）：BEI=0.75 超え）ではないこと ※2：2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上で適格とする</p> <p>VI. ZEB/ZEH/ZEH-M（nearly, ready, oriented を含む）</p> <p>VII. ZEH 相当の基準を満たす長期優良住宅、又は断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 以上を満たす住宅</p>

	<p>② 既存建物の改修</p> <p>I. 改修前後の設備エネルギー削減率 30%以上もたらす改修工事</p> <p>II. ①に示すグリーンビルディング認証におけるランク、レベルの1段階以上の改善を伴う改修工事（ただし、改修後に①の基準を満たすこと）</p>
エネルギー効率	D) 30%以上のエネルギー効率の向上に資する当社グループの関連施設における設備導入・改修
クリーン輸送	<p>E) ゼロエミッション船の導入</p> <p>※ただし、化石燃料の専用運搬船でないこと</p> <p>F) 電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の購入・リースならびに関連インフラ設備の導入・更新</p>

<ソーシャル適格クライテリア>

プロジェクト カテゴリー	適格クライテリア	対象となる人々
地域経済・社会の 活性化	A) 創業・開業支援等に資する投融資 創業・開業支援を通じた地域活性化 に資する取り組み	創業予定/創業した事業主・法人 (又は中小企業)
	B) 事業承継、事業再生等に資する投融資 事業承継、事業再生に課題のある企業 支援を通じた地域活性化に資する 取り組み	事業承継を目指す企業(又は中小 企業)及びその従業員
医療	C) 地域医療充実等に資する医療関連投 融資 開業支援、医療機器・設備の導入、 病院等の建設資金等、医療設備投資 を通じた医療体制整備に資する取り 組み	高齢者、地域に住む人々
社会福祉	D) 障がい者支援・高齢化社会対応に資 する福祉関連投融資 障がい者施設や老人ホーム等の建設資 金等、高齢化社会への対応や個人の生 き生きとした生活の実現に資する取り 組み	高齢者、障がい者

	E) 保育園・学童保育施設に係る投融資 保育事業施設の建設資金等、待機児童や子育て環境ならびに県内出生率の問題改善に資する取り組み	子育て支援を必要とする保護者
--	--	----------------

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトのグリーン性・ソーシャル性について

(1) 資金使途の環境改善効果について

①資金使途1：再生可能エネルギー

資金使途1は、太陽光発電、風力発電、地熱発電、小規模水力発電、バイオマス発電、系統用蓄電設備、及び送電設備に関連する新規及び既存の投融資、及びちゅうぎん FG における再生可能エネルギー由来電力の購入である。再生可能エネルギーによる発電や再生可能エネルギーの利用拡大に貢献するプロジェクトであり、環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの導入は、世界のカーボンニュートラル達成のために最優先で取り組む必要がある課題となっている。

日本においては、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組むことが示された。2050年の「カーボンニュートラル宣言」、2030年度のCO₂排出量46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すとし、同計画において、再生可能エネルギーは2030年度的主力電源として位置付けられている。

		(2019年 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%*
		<ul style="list-style-type: none"> 太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6% 	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す。 1% (再エネの内訳) 20~22% 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5% 2%
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	
	LNG	(37% ⇒ 27%)	
	石炭	(32% ⇒ 26%)	
	石油等	(7% ⇒ 3%)	

図1：第6次エネルギー基本計画⁶

⁶資源エネルギー庁、第6次エネルギー基本計画の概要（令和3年10月）
<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-2.pdf>

ちゅうぎん FG の事業基盤である岡山県においては、岡山県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の GHG 排出削減の取り組みが進められている。2021 年の改定時には、国の目標に合わせて岡山県における削減目標が見直され、中期目標として 2030 年度に 2013 年度比で 39.3%減、長期目標として 2050 年カーボンニュートラルを定めた。これらの目標は、岡山県における GHG 排出は水島コンビナートを始めとした脱炭素技術が確立していない産業部門からのものが 7 割以上を占めることを踏まえて設定されている。同県は、具体的な取り組みの方向性の 1 つとして、再生可能エネルギーの普及拡大を掲げ、地域と共生し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を促進するとしている。

また、再生可能エネルギーの主力電源化においては、電力システムにおける調整力として系統用蓄電池が重要視されている。太陽光や風力発電といった Variable Renewable Energy (VRE) は気象条件によって発電出力が変動するため、電力システムにおける VRE 比率が高まってくると、VRE の発電出力変動に伴って生じる需給バランスの不一致や周波数や電圧の変動によって電力システムに影響を与える恐れがあり、これらの変動を調整する需給調整用の蓄電システムが必要となる。日本政府は、足元（2023 年度）の実績を参考にした系統用蓄電池の導入見通しとして、2030 年に 14.1~23.8GWh 程度を見込んでいる。

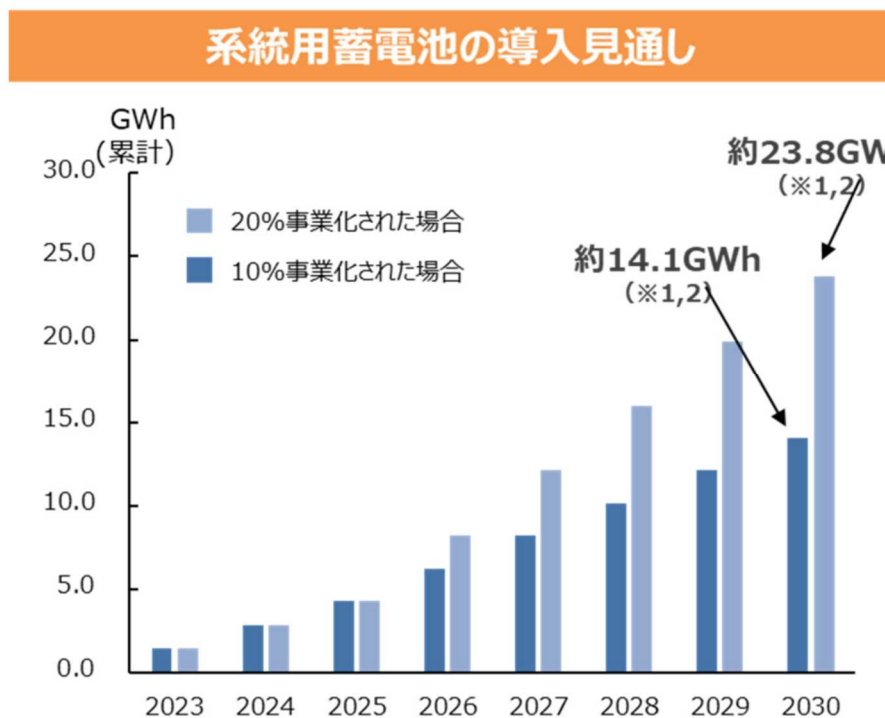


図 2 系統用蓄電池の導入見通し⁷

以上より、本資金使途は、日本の脱炭素目標の達成に直接資する取り組みであり、日本国の再生可能エネルギー主力電源化に資する、グリーンプロジェクトであると言える。

⁷ 資源エネルギー庁、系統用蓄電池の現状と課題（2024 年 5 月 24 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/051_03_00.pdf

②資金使途2：グリーンビルディング／エネルギー効率

資金使途2の対象は、認証取得済又は今後取得予定の建物の建設、購入及び既存建物の改修に係る資金への投融資であり、資金使途の100%について環境改善効果が見込まれる。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」「省エネルギーに関する事業」に該当する。

ちゅうぎんFGは本フレームワークにおいて、LEED、BREEAM、CASBEE、DBJ Green Building 認証、BELS、ZEB/ZEH/ZEH-M において、本フレームワークに定めるレベル以上の評価を取得している物件、及びZEH相当の基準を満たす長期優良住宅、または断熱性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上を満たす住宅を資金使途の対象にしている。

また、既存建物の改修に係る資金については、改修前後の設備におけるエネルギー削減率について30%以上をもたらす改修工事、あるいは本フレームワークに定めるグリーンビルディング認証におけるランク、レベルの1段階以上の改善を伴う工事に限っており、環境改善効果を認めることができると評価している。

本フレームワークにおいて対象とするグリーンビルディング認証について、概要を以下に示す。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEEDとは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEEDは、Leadership in Energy and Environment Designの頭文字をとったものであり、1996年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の6種類がある。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80ポイント以上）、Gold（60～79ポイント）、Silver（50～59ポイント）、Certified（標準認証）（40～49ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。したがって、ちゅうぎんFGが適格クライテリアとして定めたSilver以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

BREEAM

BREEAM（Building Research Establishment Environmental Assessment Method）は英国建築研究所BRE（Building Research Establishment）と、エネルギー・環境コンサルタントのECD（Energy and Environment）によって1990年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。

BREEAMは法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させ

ることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用・地域生態系、廃棄物、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding (とても素晴らしい)、Excellent (素晴らしい)、Very Good (とても良い)、Good (良い)、Pass (合格) の 5 段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO₂ 排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。したがって、ちゅうぎん FG が適格クライテリアとして定めた Very Good 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築 (新築) の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質 (Q=Quality) と建築物の環境負荷 (L=Load) の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B- ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、ちゅうぎん FG が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築 (新築) においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。自治体版 CASBEE についても、CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。これらを踏まえ、当該クライテリアに定める認証水準は、総じて十分な環境改善効果を有し、資金使途として適切であると JCR は評価している。

DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community & Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の5つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRは本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取り組み」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約20%と想定されている。さらに、3つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位10%（5つ星）、上位30%（4つ星）、上位60%（3つ星）の集合体を対象としている。したがって、JCRはちゅうぎんFGの資金使途が、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELSとは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果はBEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEIは、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成28年度基準）では1つ星から5つ星の5段階で評価されており、2つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の2024年4月1日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が2024年4月に強化され、BELSに新基準（令和6年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル6（消費エネルギー削減率が50%以上）～レベル0（消費エネルギー削減率が0%未満）の7段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル4（消費エネルギー削減

率が30%以上)～レベル0(消費エネルギー削減率が0%未満)の5段階で評価される仕組みとなっている。新基準におけるBELSのレベル4(消費エネルギー削減率が30%以上40%未満)以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

ちゅうぎんFGが適用したBELSにおけるクライテリアは、省エネ基準(住宅:BEI値0.8以下、非住宅:BEI値0.75以下)を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であるとJCRは考えている。

ZEB・ZEH・ZEH-M

ZEBとは、Net Zero Energy Buildingの略で、広義では「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」である。エネルギーの自立度及び省エネルギー量によって、以下の4段階で示される。特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法(パッシブ手法)を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネ性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。ZEBには、(i) ZEB(省エネ(50%以上)+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(ii) Nearly ZEB(省エネ(50%以上)+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量削減)、(iii) ZEB Ready(50%以上の一次エネルギー消費量削減)、(iv) ZEB Oriented(延べ面積が10,000平方メートル以上の建物を対象として、用途別に定められた要件を充足⁸⁾)の4段階がある。

ZEHとは、Net Zero Energy Houseの略で、広義では「外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅」である。ZEHには、(i) ZEH(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(ii) Nearly ZEH(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iii) ZEH Ready(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(iv) ZEH Oriented(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減)の4段階がある。

ZEH-Mとは、Net Zero Energy House Mansionの略で、広義では「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネ

⁸⁾ 以下の①及び②の定量的要件を満たすことを条件とする

① 下記の用途毎に、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること(再生可能エネルギーを除く)

i) 事務所等、学校等、工場等:40%以上

ii) ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等:30%以上

② 「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術(WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術)を導入すること

ルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅」である。上述の ZEH は住戸を対象として評価するのに対し、ZEH-M は住棟を対象として評価する。ZEH-M は、ZEH と同様に 4 段階の評価区分がある。

ちゅうぎん FG が適格とした ZEB 認証を取得した建物及び ZEH/ZEH-M 認証を取得した住宅（それぞれ上記 (i) ～ (iv) の 4 段階）は、BELS において本フレームワークに定める基準と同等以上の BEI 値を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

ZEH 相当の基準を満たす長期優良住宅、または断熱等性能等級 5 以上および一次エネルギー消費量等級 6 以上を満たす住宅

国土交通省は、2022 年 4 月 1 日に日本住宅性能表示基準を一部改正し、ZEH レベルの基準である断熱等性能等級の「等級 5 (ZEH 基準の水準)」と一次エネルギー消費量等級の「等級 6 (ZEH を上回る水準)」を新設した。一次エネルギー消費量等級の等級 6 とは、BEI は 0.8 以下（再生可能エネルギーを除く）であり、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20% 以上の一次エネルギー消費量削減となる。以上から、本基準についても省エネ性能の最も高い水準の住宅を対象としていると JCR は評価している。

③資金使途 3：エネルギー効率

資金使途 3 は、30% 以上のエネルギー効率の向上に資するちゅうぎん FG 及びグループ会社の関連施設における設備導入・改修に係る費用である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。エネルギー効率の削減率 30% は、グローバルな水準に照らして遜色のないものであり、同社グループの GHG 排出削減につながるものであると JCR は評価している。

④資金使途 4：クリーン輸送

資金使途 4 は、ゼロエミッション船の導入及び電気自動車 (EV)・燃料電池自動車 (FCV) の購入・リースならびに関連インフラ設備の導入・更新に係る費用に対する投融資である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「クリーン輸送」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「クリーンな輸送に関する事業」に該当する。

i. ゼロエミッション船の導入

国際海運から排出される GHG について、IEA の 2020 年の調査⁹によれば、2018 年時点における国際海運全体からの CO₂ 排出量は約 7 億トンであり、世界全体の CO₂ 排出量の約 2.1% を占める。船舶の動力燃料としては現状ほぼ 100% を石油燃料（重油）に頼っている状況で、現状の対策では脱炭素化が困難な Hard-to-Abate セクターとして認識されている。国際海運セクターにおけるカーボンニュートラルに向けた指針としては、国際海事機関 (IMO) が GHG 削減戦略

⁹ IEA, 2020, World Energy Outlook 2020
<https://www.iea.org/reports/world-energy-outlook-2020>

として削減目標を掲げている。2023年7月には、2018年に採択した初期戦略（2018 IMO GHG 削減戦略）を改訂し、2050年頃までに GHG 排出をネットゼロとする目標を盛り込んだ 2023 IMO GHG 削減戦略¹⁰を採択した。中間目安としては 2030年までに 20~30%削減、2040年までに 70~80%削減（いずれも 2008年比）とし、IMO で今後策定する対策（ルール）に対応する目標として、2030年までにゼロエミッション燃料を 5~10%導入すること、輸送効率（単位輸送ごとの CO₂ 排出量）を 40%改善（2008年比）することを掲げている。

国際海運におけるカーボンニュートラルに向けた具体的な施策については、2018 IMO GHG 削減戦略の策定を受けて、国土交通省が「国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ」¹¹として技術的なロードマップを示している。同ロードマップにおいては、水素・アンモニアやカーボンリサイクルメタン・バイオメタンといったゼロエミッション燃料の使用や CO₂ 回収装置の設置によって CO₂ を排出しないゼロエミッション船の第 1 世代の導入を 2028 年から 2030 年と設定している。

本資金使途はこれらのゼロエミッション船の導入に係る費用に対する投融資を対象としており、Hard-to-Abate セクターである海運セクターにおける脱炭素に資するものであると、JCR は評価している。

ii. 電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の購入・リースならびに関連インフラ設備の導入・更新

EV はバッテリーに充電された電気によって走る車であり、走行時の CO₂ 排出量はゼロであるとともに、再生可能エネルギー由来の電力の普及に伴い、大きな GHG 削減効果が見込まれる。同様に、FCV は水素と酸素の化学反応による電気によって走る車であり、走行時の CO₂ 排出量はゼロであり、再エネ由来の水素を使用することによって、大きな GHG 削減効果が見込まれる。

本資金使途は、EV 及び FCV の購入・リースならびに関連インフラ設備の導入・更新に係る費用であり、高い環境改善効果が認められるものであると JCR 評価している。

¹⁰ IMO, 2023, 2023 IMO Strategy on Reduction of GHG Emissions from Ships
<https://www.imo.org/en/OurWork/Environment/Pages/2023-IMO-Strategy-on-Reduction-of-GHG-Emissions-from-Ships.aspx>
¹¹ 国土交通省、国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ（2020年3月）
https://www.mlit.go.jp/maritime/GHG_roadmap.html

(2) 資金使途の社会的便益について

①資金使途5：地域経済・社会の活性化

資金使途5は、創業・開業支援等に資する投融資、及び事業承継、事業再生等に資する投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」のソーシャル適格プロジェクト事業区分のうち、「創業予定/創業した事業主・法人（又は中小企業）」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（金融）」「社会経済的向上とエンパワーメント」及び「創業予定/創業した事業主・法人（又は中小企業）及びその従業員」を対象とした「中小企業向け資金供給および雇用創出」に貢献する事業に該当する。

本資金使途は、中小企業に対する資金供給を通して、必要不可欠な金融サービスへのアクセスを提供するものであり、下記に示す社会課題の解決に貢献するとともに、中小企業の雇用の維持・創出につながる取り組みである。以上より、JCRは、本資金使途が社会的便益を有するソーシャル適格の資金使途として適切であると評価している。

i. 創業・開業支援等に係る社会課題

2024年版中小企業白書によれば、2022年の日本における開業率は3.9%であり、他の先進諸国が10%前後の水準にある中、依然として低水準で推移している。また、VC等によるベンチャー投資額のGDP比と比較しても、米国（0.40%）、カナダ（0.18%）、英国（0.08%）に対して、日本はわずか0.03%にとどまっている。優良なスタートアップによるイノベーションの推進は、日本の今後の中長期的に持続可能な発展において重要な課題であると言える。日本政府は、2022年11月に発表された「スタートアップ育成5か年計画」のもと、政府支援額の拡大や税制優遇等を通じて、スタートアップを育成するエコシステムの構築を目指している。

また、金融庁¹²は「創業期の企業に対して資金供給を行なうことは、地域経済を育てるという社会経済的な意義のみならず、次の貸出先を育てるという観点で地域銀行自身のビジネスにとっても意義のある取り組みである」とし、地域銀行には、地域におけるビジネスや雇用の創出につながる創業を支援する役割が期待されている点を指摘している。

ちゅうぎんFGでは、地域の創業者の事業成長は、地域経済の活性化、地域課題への新たなアプローチの創出に寄与するとの考えから、地域の創業者の発掘・支援に関連する取り組みを拡大している。地域の創業者の発掘・育成プログラムである「岡山イノベーションプロジェクト」と科学技術ベンチャー支援プログラムである「岡山テックプランター」を中核事業として、「地域の創業機運醸成」・「発掘した創業者の事業成長の後押し」・「次世代育成」を循環させる創業エコシステムの展開をおこなっている。これまでに、岡山イノベーションプロジェクトや岡山テックプランター等の発掘・育成プロジェクトに参加した創業者に対して、2017年度以降の累計で3,172百万円の投融資を実行している。

¹² 金融庁、地域銀行による顧客の課題解決支援の現状と課題（2024年6月）
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240628-1/20240628.html>

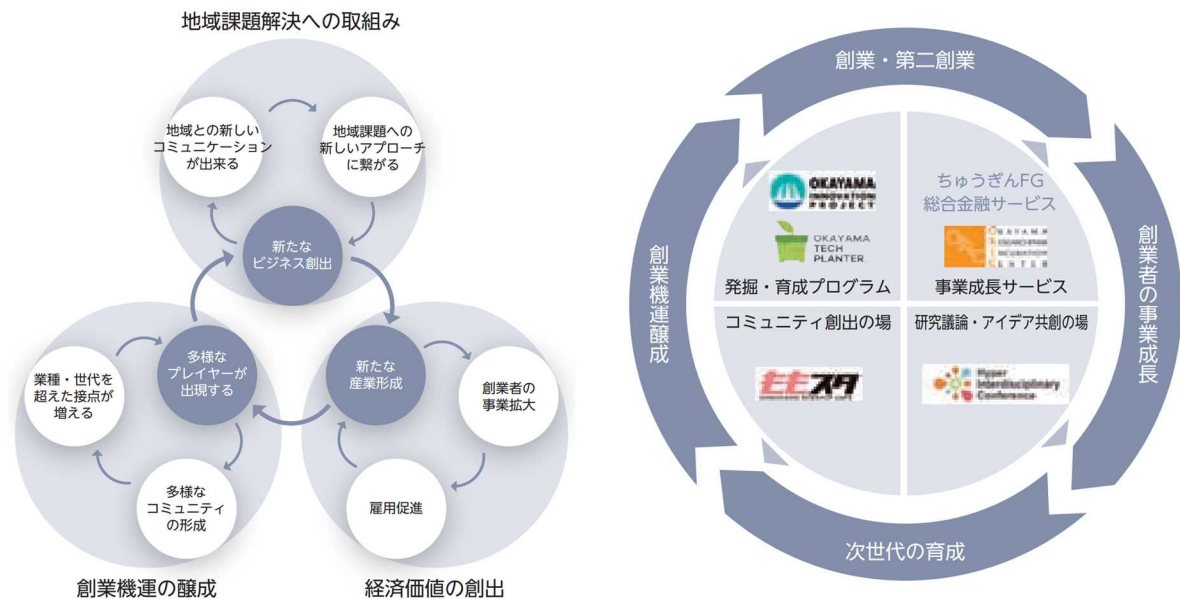


図 3 ちゅうぎん FG における創業支援の取り組み¹³

ii. 事業承継に係る社会課題

中小企業庁¹⁴によると、日本企業のうち 99.7% を占める中小企業は、雇用や技術の担い手として日本を支える重要な存在であるものの、中小企業の後継者不在状況が深刻であり、廃業の増加による貴重な雇用や技術への影響が懸念されている。経営者年齢のピークは 2000 年から 2020 年の 20 年間で 50 代から 60~70 代へと大きく上昇しており、後継者の不在状況の深刻さも相まって、近年増加する中小企業の廃業の大きな要因の一つとなっている。廃業による雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を進めるためには、事業承継が一層重要となっているとしている。

ちゅうぎん FG の事業基盤である岡山県においても総合計画「第三次晴れの国おかやま生き生きプラン¹⁵」において、廃業等により地域に必要とされる企業や優れた技術が失われないよう円滑な事業承継に取り組む必要がある点を課題として示し、商工会や商工会議所をはじめ支援機関等との連携により、円滑な事業承継を推進するとともに、県融資制度の機動的な運用による資金繰り支援等を通じて、地域の中小企業・小規模事業者の持続的な成長・発展に取り組むことを重点施策としている。

ちゅうぎん FG においては、融資等の資金供給者としての役割に加えて、創業・新事業支援、成長支援、経営改善・事業再生支援、事業承継など、顧客のライフステージに応じたコンサルティングを通じて、地域経済を活性化していくことが重要な課題であるとの認識の下、「中小企業の経営支援に関する取り組み方針」を策定している。事業承継に関連する顧客の多様なニーズに対して、最も適したオーダーメイドのサポート提供を目指しており、事業承継のみならず、成長支援・MBO・共同投資・M&A 戦略等、様々なソリューションを提供している。

¹³ ちゅうぎん FG、統合報告書 2024 https://www.chugin-fg.co.jp/up_load_files/stockholder/disclosure/2024/jyoho/all.pdf

¹⁴ 中小企業庁ウェブサイト https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/know_business_succession.html

¹⁵ 岡山県、第三次晴れの国おかやま生き生きプラン（2021 年 3 月） <https://www.pref.okayama.jp/page/706824.html>

iii. 事業再生に係る社会課題

実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業績が悪化した中小企業の資金繰りを支援することに貢献したが、他方で、ゼロゼロ融資の返済が本格化するにつれ、増大した債務に苦しむ中小企業が増加した。日本政府は、2022年に、このような企業に対する資金繰り支援や拡充収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策として、「中小企業活性化パッケージ」及び「中小企業活性化パッケージ NEXT」を策定した。さらに、2023年には「挑戦する中小企業応援パッケージ」及び「再生支援の総合対策」が策定され、民間金融機関に対しては、事業者の経営改善・事業再生を先送りしないため、早期に経営再建計画等の策定を支援すること、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能を発揮することを要請している。

ちゅうぎん FG においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から、経営改善・事業再生支援に向けたコンサルティング活動を積極的に取り組んできている。前述の「中小企業の経営支援に関する取組み方針」の下で、経営改善・事業再生に係る態勢を整備し、地域経済活性化支援機構や中小企業活性化協議会等の外部専門機関や各種ファンド等を積極的に活用するなど、経営改善・事業再生支援の高度化を図っている。2019年度から2024年度の5年間で、中小企業活性化協議会を活用した支援として104件、地域再生ファンドの活用として9件を実施している。

②資金使途6：医療

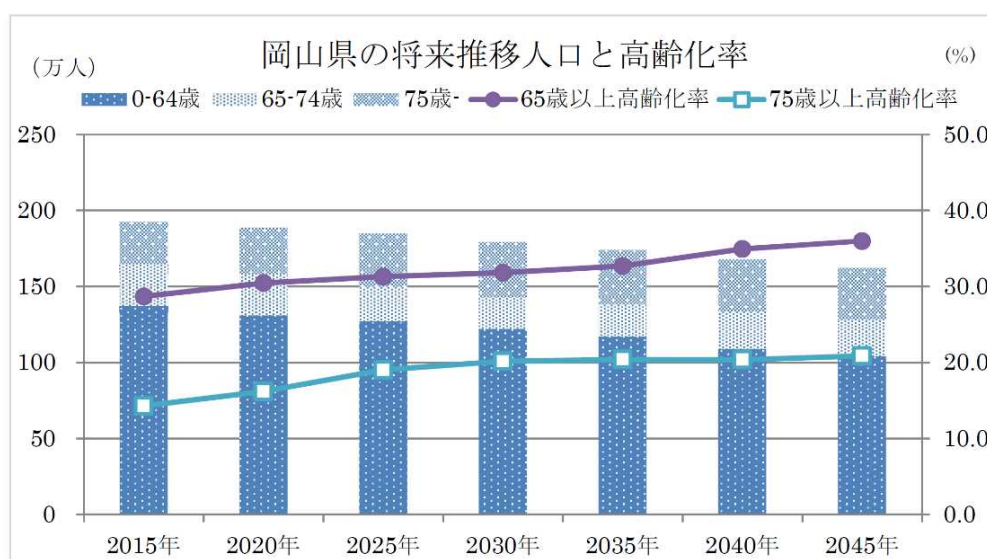
資金使途6は、地域医療充実等に資する医療関連投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」のソーシャル適格プロジェクト事業区分のうち、「高齢者、地域に住む人々」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）」に貢献する事業に該当する。

本資金使途は、医療関連投融資を通じて、地域の住民や高齢者に対して必要不可欠な医療サービスへのアクセスを提供し、下記に示す社会課題の解決に貢献するものであり、社会的便益を有するソーシャル適格の資金使途として適切であると JCR は評価している。

i. 医療に係る社会課題

日本の高齢化率（65歳以上人口の割合）は、2017年（平成29年）に27.7%となり、4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。少子高齢化の流れは今後も加速し、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療・介護のニーズが急増すると予測されている。このため、2025年に備えて、医療・介護サービスの提供体制の整備が進められている。高齢者の増加によって、提供すべき医療サービスが急性期から回復期・慢性期の拡充、在宅医療等の体制の整備・拡充が今後の取り組むべき課題とされている。

ちゅうぎん FG の事業基盤である岡山県においては、「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画¹⁶」に基づき、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備が進められている。2022 年時点において、同県の高齢化率は 31.1%となっており、今後も高齢者数は増加していくことが見込まれている。同県内の病院数は人口 10 万に対して 8.5 施設であり、全国平均の 6.5 施設を上回っているものの、これらの施設は岡山市、倉敷市に集中しており、特に県北地域においては、救急医療提供体制の確保や、専門医の確保に課題があるとしている。また、高度急性期・急性期機能が全体の約 53%であるのに対し、回復期機能の割合が約 19%と少ない状況であり、病床の機能分化・連携を進めていく必要があるとしている。限られた医療・介護資源を有効に活用し、急性期から回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスを切れ目なく、かつ効率的に提供する体制の構築が必要とされており、ちゅうぎん FG は医療関連投融資を通じて地域の医療体制の構築に貢献していく方針である。



出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年 3 月公表)」

図 4 岡山県の人口と高齢化率¹⁶

③資金使途 7：社会福祉

資金使途 7 は、障がい者支援・高齢化社会対応に資する福祉関連投融資、及び保育園・学童保育施設に係る投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」のソーシャル適格プロジェクト事業区分のうち、「高齢者、障がい者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス(福祉)」「社会経済的向上とエンパワーメント」及び「子育て支援を必要とする保護者」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

本資金使途は、障がい者支援・高齢化社会対応に資する福祉関連投融資、及び保育園・学童保育施設に係る投融資を通じて、下記に示す社会課題の解決に貢献するものであり、社会的便益を有するソーシャル適格の資金使途として適切であると JCR は評価している。

¹⁶ 岡山県、医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画(2024年1月)
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/933227_8943465_misc.pdf

i. 障がい者支援に係る社会課題

日本政府が策定した「SDGs 実施指針」では、重点事項の一つに「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」を挙げる。持続可能な経済・社会システムの構築の観点からも、脆弱な立場にある人々を含む「誰一人取り残さない」包摂社会の実現は急務であり、経済・社会システムの変容の過程において新たに取り残される可能性のある人々に対する適切な対応が必要としている。

また、日本政府の障がい者施策については、「障害者基本計画」に即して進められており、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な取り組みを進めている。同計画では、各分野における障がい者施策の基本的な方向の1つとして、「安全・安心な生活環境の整備」を挙げ、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備等を推進することを示している。

ii. 高齢化社会対応に係る社会課題

日本の高齢者率は、世界各国の先進諸国と比較して最も高い水準となっており、今後も高水準が続くと見込まれる。高齢化人口の増加に伴い介護ニーズがますます増大してくるなか、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みが必要とされ、介護保険制度が導入された。介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人（要介護者等）については2020年度末には668万人（第1号被保険者のみ）に達している。要介護者等の増加に伴い、2025年度には約243万人の介護職員が必要になると推計されており介護施設の需要増が見込まれるが、介護職員数及び介護施設の供給が不足している。

ちゅうぎんFGの事業基盤である岡山県においても、2022年時点における65歳以上の高齢者人口は約56万人となっており、今後2040年まで高止まりすることが見込まれている。前述の通り、岡山県の高齢化率は2022年時点で31.1%であり、全国平均の29.1%を超える水準となっている。これに伴って、要支援又は要介護の高齢者や認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等が想定される一方、生産年齢人口の急減が見込まれることから、介護サービスやサービスを支える人材の確保、日常生活への支援が必要な高齢者への対応がより大きな課題となっている。同県は、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき対応を進めており、地域の実情に合わせて構築してきた「地域包括ケアシステム」の進化・推進のため、県下の市町村の支援を行うとともに、介護サービス基盤の整備や人材の確保・育成及び生産性の向上、介護保険制度の公正・円滑な運営に係る施策を進めている。

また、介護・看護を理由とする離職の増加も少子高齢化社会における重要な課題の1つとなっている。国内では、高齢者人口の増加とともに、介護保険制度上の要支援・要介護認定者数は増加しており、今後、団塊世代が70歳代に突入することに伴いその傾向が続くことが見込まれている。図5は厚生労働省の雇用動向調査の中で公表されている介護・看護を理由とする離職者数の推移であるが、男女ともに年々の変動は見られるものの、合計約7万~11万人の高水準で推移している。

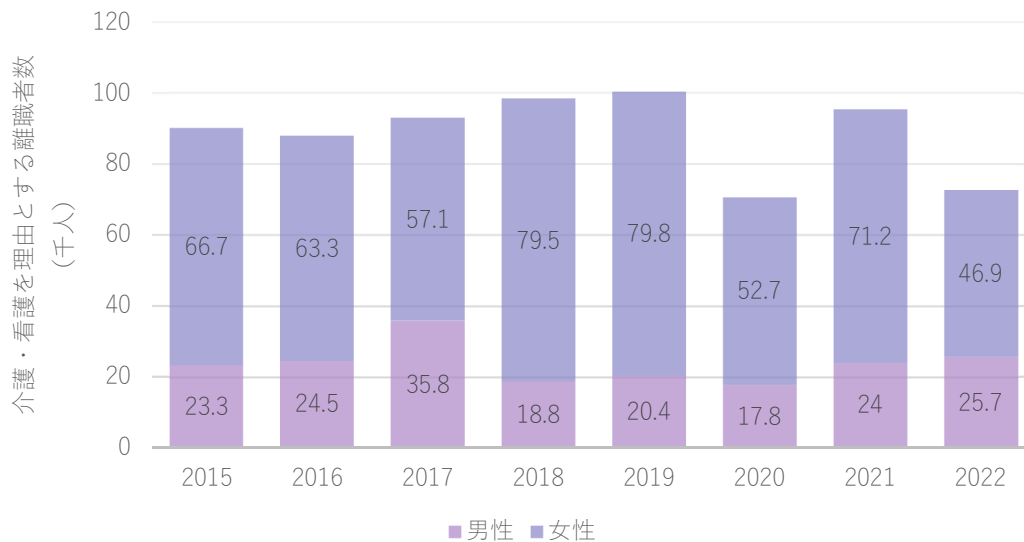


図 5：介護・看護を理由とする離職者数推移¹⁷

iii. 保育園・学童保育施設に係る社会課題

日本政府は、待機児童問題（保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童が存在する問題）に対処すべく、2013年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2013年から2017年度までの5年間に保育の受け皿を約50万人分増加させることを目標に、自治体が行う保育所の整備などの取り組みについて支援を行ってきた。2018年度からは「ニッポン一億総活躍プラン」の施策として「子育て安心プラン」を公表している。これは、「待機児童解消加速化プラン」の取り組み結果を受けて2022年度末までの5年間で、約32万人分の保育の受け皿を準備するというプランである。

厚生労働省は、2017年6月に公表した「子育て安心プラン」のなかで2018年度から2022年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとしたが、その後に当該計画を前倒して2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を完了させた。さらに、2021年度からは、「新子育て安心プラン」を策定し、2024年度までの4年間で更に約14万人の受け皿を整備することを目標としており、待機児童の解消を目指すとともに25～44歳の子育て世代の女性の就業率の上昇に貢献することを目指している。

岡山市においては、2016年度から3年連続で全国ワースト2の待機児童数を記録し、もっとも待機児童数が多かった2017年度には849人にのぼった。2024年4月時点では0人と、岡山市の待機児童に関する問題は解決に向かっているものの、2024年度4月時点において岡山県全体では待機児童が残っている状況となっている。

また、日本政府は、子供が保育園から小学校入学の際に直面する、いわゆる「小1の壁」を打破する観点から、2014年7月に「放課後子ども総合プラン」、2018年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を推し進めてきた。放課後児童対策における喫緊の課題は、放課後児童クラブの待機児童の解消であるが、各自治体の取り組みにより着実に対策が進

¹⁷ 厚生労働省の雇用動向調査より JCR 作成

み、2023年度時点で約146万人の登録児童数を達成している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響や放課後児童クラブに係る人材や場所の確保の課題から、放課後児童クラブの受け皿整備について当初の見込みを下回り、2023年度末までの目標である152万人分の受け皿整備の目標は達成されず、2023年度時点において依然として待機児童数は約1.6万人程度存在している状況である。これらの状況を踏まえ、こども家庭庁及び文部科学省は、2023年12月に「放課後児童対策パッケージ」として2023年度から2024年度に実施する施策を整理し、早期の152万人分の受け皿整備の達成に向けて、取り組みを推進している。

ちゅうぎんFGは、これらの保育施設及び学童保育施設関連のプロジェクトへの資金供給を通じ、待機児童に係る課題解決に貢献していく方針である。

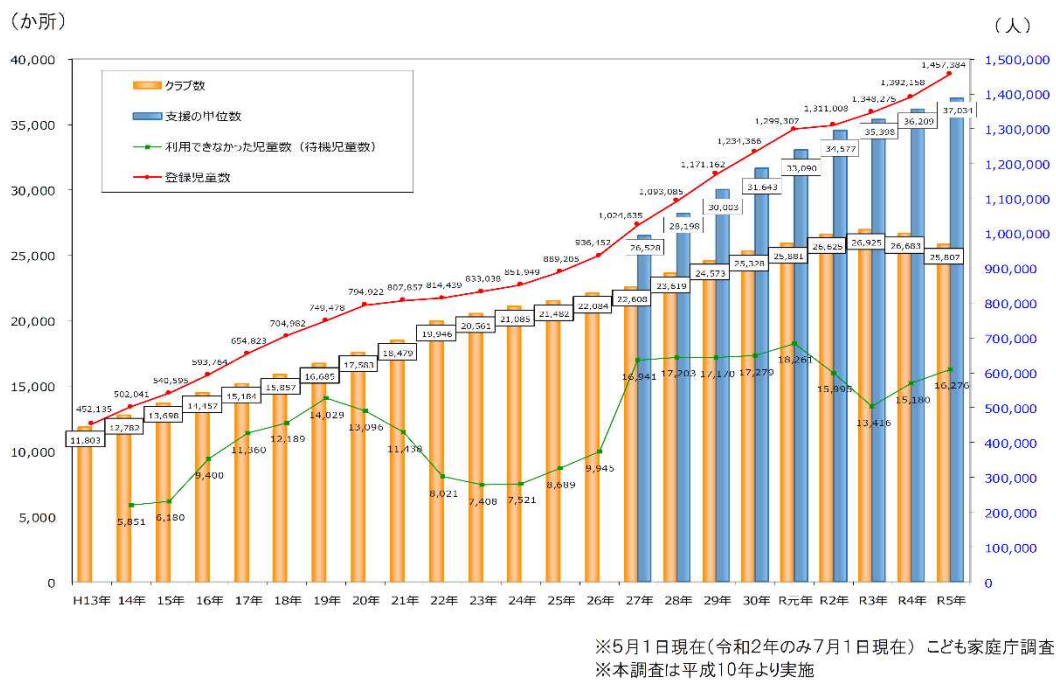


図 6 放課後児童クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移¹⁸

¹⁸ こども家庭庁、令和5年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（2023年5月1日現在）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/dcb39315/20230401_policies_kosodatshien_houkago-jidou_30.pdf

2. 環境・社会に対する負の影響について

環境・社会的リスクにかかる本フレームワーク

<環境・社会リスクを低減するためのプロセス>

① 反社会的勢力への対応

当社グループは、法令や社内規定等のもとより、社会的に求められている行動規範や倫理的行動を含めた法令等遵守規程を定めています。また、反社会的勢力への対応として、役職員にとっての具体的な手引書であるコンプライアンスマニュアルの中で「反社会的勢力との関係遮断にかかる基本方針」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断し断固として排除することを徹底しています。

② 利益相反管理方針

当社グループは、利益相反管理に関する基本方針を定め、当社グループ（当社グループ各社及び関連会社）とお客さまとの間、ならびに当社グループのお客さま相互間において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適正に管理し、また組織全体に周知することを徹底しています。

③ クレジット・ポリシー

当社グループは、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の中で、サステナビリティへの対応として、社会及び環境問題等の持続可能性を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組むことを定めており、融資業務はそのための重要な役割を担っていると考えています。

そうした中、当社グループは投融資の取り組みにあたって、SDGsの視点に配慮し、地域社会の持続的な発展、社会的課題の解決に積極的に取り組んでおります。そのため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、地域金融機関として適切な知見の提供や積極的な支援をおこなっています。一方で、環境、社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めています。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

ちゅうぎん FG は投融資の取り組みにあたって、環境、社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めるとし、借入人から入手する資料等に基づいて、想定されるリスクとその対応策について詳細な分析を実施する体制となっている。事業を継続する上で必要となる法令遵守はローン契約の中で規定し、プロジェクトの実施に際する周辺環境（自然環境や生物、土壌汚染、有害物質の使用等）への配慮・対応を求めるとともに、自然災害や周辺住民との関係等に係るリスクについては個別にチェック項目を作成の上、リスクの有無及び借入人の対応状況を確認している。また、ソーシャルプロジェクトに関しては、借入人の経営方針や当該プロジェクトの運営方針・計画、過去実績を確認し、プロジェクトのオペレーションに係るリスク及びその対策について確認している。

さらに、同社グループは「責任ある投融資に向けた取組方針」において、環境や社会に与える影響が大きいと考えられる特定の業種、セクターへの対応方針を定め、戦争等に使用される殺戮・破壊を目的としたクラスター弾など非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行わないこと、新設の

石炭火力発電所建設を資金用途とする投融資は原則として行ないこと、パーム油農園開発向け投融資や森林伐採事業向け投融資は、違法伐採や児童労働などが行われていないかなど、環境への影響や人権侵害の有無等を十分注意したうえで、与信判断を行なうことを示している。

以上より、JCRは本フレームワークで定める資金用途について、環境・社会に関するリスクが特定されるとともに、適切な回避・緩和策が講じられていると評価している。

3. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

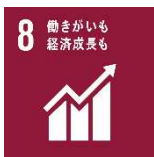


目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.1 2030 年までに、手頃な価格で信頼性の高い現代的なエネルギーサービスをすべての人々が利用できるようにする。

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

ターゲット 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク

<サステナビリティ経営体制とマテリアリティ>

当社グループは、経営理念体系として掲げる「ミッション・ビジョン・バリュー・コードオブコンダクト」を実践していくことが、すなわちサステナビリティ経営そのものであると捉えています。こうした考え方のもと、基本方針と4つの関連方針を定め、適切な監督・推進体制を敷き、経済価値のみならず、社会・環境価値の向上に向けた取り組みも一層推進するため、優先的に解決すべき6つの重点課題（マテリアリティ）を特定し、「ちゅうぎんグループSDGs宣言」として公表しています。

ちゅうぎんグループSDGs宣言

■ちゅうぎんグループは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」というグループ経営理念のもと、事業活動を通じて次の6つの環境・社会課題に取り組んでいくことで「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」を目指します。

■6つの重点課題（マテリアリティ）

重点課題	主な取組み	関連する目標
地域経済・社会の活性化	・地域課題解決や多様なお客さまニーズに沿った各種商品・サービス、コンサルティング等の提供 ・事業活動を通じた持続的な地域・まちづくり ・SDGsの普及、次世代人材の育成、金融リテラシー向上	8 持続的成長、9 産業・イノベーション、11 持続可能な都市とコミュニティ、17 パートナーシップ
少子高齢化社会への対応	・資産形成層、資産承継層等ライフステージに応じたお客さまニーズへの対応 ・地域の住みやすいまちづくりへの貢献	3 健全な生活、11 持続可能な都市とコミュニティ、17 パートナーシップ
DXの推進	・地域のDX・SX促進支援 ・各種サービス、コンサルティング等の提供によるデジタル化の支援 ・デジタル技術やツールを活用した業務効率化	4 質の高い雇用と成長の機会、8 持続的成長
多様な人材の活躍推進	・プロ人材の育成、専門人材の活躍の場の創出 ・ダイバーシティの理解・多様な働き方・組織風土づくりの促進 ・従業員のウェルビーイングやりがいの向上	4 質の高い雇用と成長の機会、5 働きがいと経済成長、10 人や国の不平等の解消
環境経営の促進	・お取引先の脱炭素化促進のご支援 ・環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3Rの取組み） ・気候変動への対応、生物多様性の保全	6 清潔な水と衛生、7 再生可能エネルギー、13 気候変動への対応、15 陸の豊かさを守ろう
ガバナンスの高度化	・収益・リスク・資本のバランスのとれた健全なリスク管理 ・グループガバナンスの強化 ・コンプライアンス最優先の企業文化の醸成	8 持続的成長、16 公正な裁判と法の支配、17 パートナーシップ

当社グループは、「ちゅうぎんグループ SDGs 宣言」に基づき、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」というグループ経営理念のもと、事業活動を通じて上記の6つの環境・社会課題に取り組んでいくことで「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」を目指しています。

また、マテリアリティに基づく中期経営計画を策定し、サステナビリティ KPI として各種の目標を掲げるとともに、具体的な施策への落とし込みを図っています。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

ちゅうぎん FG は、グループ経営理念、経営ビジョン、ちゅうぎんバリュー、企業行動規範・行動指針の実践を、サステナビリティへの取り組みの基本方針とすることを、サステナビリティ基本方針において定めている。また、同方針において、さまざまなステークホルダーとの対話にもとづき、環境や社会の課題に長期的視点で向き合い、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すとしている。また、社会・環境価値の向上に向けた取り組みを一層推進するため、優先的に解決すべき6つの重点課題（マテリアリティ）を特定し、「ちゅうぎんグループ SDGs 宣言」として公表している。各マテリアリティに対応する目標値をサステナビリティ KPI として定め、具体的な施策が中期経営計画に落とし込まれている。

中期経営計画においては成長戦略の1つに「地方創生 SDGs の『深化』」を掲げている。事業活動を通じ、地域社会・顧客と相互に発展する未来を共創することを目指し、「地域課題の解決による魅力ある地域社会の共創」「サステナブルで活気ある事業環境の共創」「生活不安なき豊かな暮らしの共創」に取り組むことで、地域の魅力やポテンシャルを引出し、地域の持続的な発展に貢献するとしている。重点領域を SDGs、脱炭素、SX と定め、「お客さまとの積極的なエンゲージメント活動」及び「コンサルティング・ファイナンス両面の支援」により 地域全体のサステナビリティ向上をグループ一体となって支援している。前中計の実施期間である 2021 年には、地方創生 SDGs の取り組みを加速するため、新たに地方創生 SDGs 推進部を設立するなど、体制を整備し、地方創生に向けて、創業や観光の支援をはじめ、SDGs や CSR の推進、地域の社会課題、環境課題など幅広いテーマに対して、ちゅうぎんグループ全体で取り組みを進めている。

評価フェーズ1で確認した通り、本フレームワークで定める資金使途は、ちゅうぎん FG の顧客が抱える環境・社会課題の解決に資するものであり、同社グループが定めるサステナビリティ方針やマテリアリティの解決、中期経営計画において掲げる成長戦略である地方創生 SDGs の達成に資するものであると、JCR は評価している。

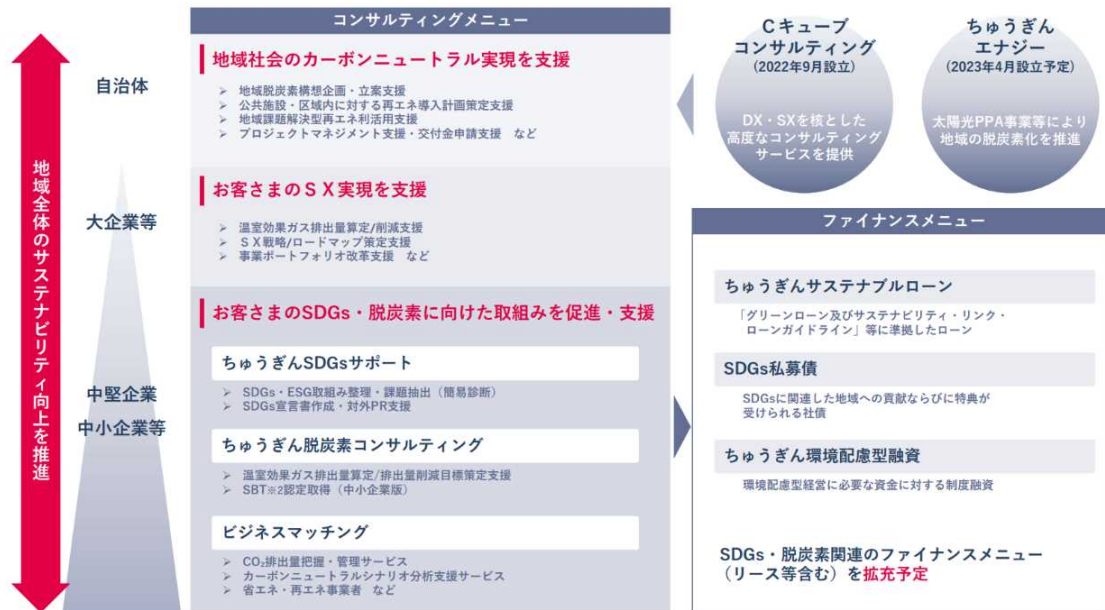


図 7 ちゅうぎん FG の成長戦略「地方創生 SDGs の『深化』」における重点課題¹⁹

2. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認したとおり、高い環境改善効果及び／又は社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

【プロジェクトの評価と選定のプロセス】

<プロジェクトの選定における適格クライテリアの適用>

当社グループにおいて、適格クライテリアを満たすプロジェクトの選定ならびに「ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針」「ちゅうぎんグループ SDGs 宣言」「責任ある投資に向けた取組方針」「サステナブルファイナンス目標」等との整合性については経営企画部、グループ営業戦略部が確認します。経営企画部が対象としての適格性の判断をし、最終決裁等は経営企画部長が行います。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

ちゅうぎん FG は、サステナビリティボンド等の発行に当たって、経営企画部、グループ営業戦略部が本フレームワークに定める適格クライテリアを満たすプロジェクトの選定を行うとともに、「ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針」「ちゅうぎんグループ SDGs 宣言」「責任ある投資に向けた取組方針」「サステナブルファイナンス目標」等、ちゅうぎん FG のサステナビリティに係る方針との整合性を確認する。また、本フレームワークにおける適格クライテリアの策定に当たっては、

¹⁹ ちゅうぎん FG、中期経営計画 <https://www.chugin-fg.co.jp/assets/files/company/miraiplan3.pdf>

経営企画部が起案、サステナビリティ委員会で議論の上、決定される。以上より、JCRは本フレームワークで定めるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣及び専門部署が適切に関与していると評価している。

ちゅうぎんFGのサステナビリティボンド等に関する目標、選定基準及びプロセスについては本評価レポート及びウェブサイトにて開示される。また、同社グループは、サステナビリティボンド等の発行時に対象プロジェクト等に関する開示についてIR資料を通じて行うことを予定している。したがって、投資家等に対する透明性は確保されていると考えられる。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクト及び／又はソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、ちゅうぎんFGの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されるほか、ウェブサイトにてフレームワークを開示することから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

【調達資金の管理】

グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行により調達した資金は、所管部が数値をまとめ、経営企画部が所定の内部プロセスに従い管理します。経営企画部は年に1度、グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行残高の総額が直近期末の適格クライテリアを満たす新規及び既存の投融資又は支出の残高を上回っていないことを確認し、その確認結果について経営企画部長の承認を得ることとします。

また、適格クライテリアを満たす新規及び既存の投融資又は支出の残高がグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行残高の総額を下回った場合は、新たな適格クライテリアを満たす新規及び既存の投融資又は支出に再充当します。調達資金を再充当するまでの間は、下回った額と等しい額（未充当資金）を現金又は現金同等物として管理します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

サステナビリティボンド等による調達資金は、調達後速やかに適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当される。経営企画部は、調達資金を専用のエクセルシートによって管理し、年に1度、直近期末の適格クライテリアを満たす投融資又は支出残高がサステナビリティボンド等の発行残高を上回っていることを確認する。投融資または支出残高が発行残高を下回った場合には、未充当資金が発生した扱いとし、適格クライテリアを満たす新たな投融資又は支出による再充当を行う。充当状況の確認結果については、経営企画部長が承認を行う体制としている。調達資金の全額が充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理される。

調達資金の資金管理については、内部監査及び監査法人による外部監査の対象となっている。調達資金の管理に関する帳簿については、少なくとも債券の償還まで保存されることを、JCR はヒアリングによって確認している。

以上より、JCR では、ちゅうぎん FG の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポート及びウェブサイト上で公開するフレームワークにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、ちゅうぎんFGのレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

【レポーティング】

(1) 資金充当状況レポーティング

当社グループは資金充当状況につき、グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの残高が存在する限り、以下の項目を年1回ホームページで開示する予定です。また、充当完了後も、充当状況に重大な変化があった場合には、速やかにその旨を開示する予定です。

- 適格クライテリアのカテゴリー毎の充当額
- 適格クライテリアを満たす新規及び既存の投融资又は支出のカテゴリー毎の残高
- 未充当金額
- グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの残高

(2) インパクトレポーティング

当社グループはグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの残高が存在する限り、以下の指標を年1回ホームページで開示予定です。

<グリーン適格クライテリア>

プロジェクトカテゴリー	レポーティング項目
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 削減量 ・ 再エネ設備の発電容量
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物件数 ・ 取得認証の種類 ・ 取得認証水準
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 削減量
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 削減量

< ソーシャル適格クライテリア >

プロジェクトカテゴリー		レポート項目		
	適格クライテリア	アウトプット	アウトカム	インパクト
地域経済・社会の活性化				
	A) 創業・開業支援等に資する投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資件数 ・投融資額 	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資対象の業種別企業数 ・投融資企業の事業内容の例示 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな経済の担い手創出による地域活性化、中長期的な地域経済への波及
	B) 事業承継、事業再生等に資する投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資件数 ・投融資額 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継を実施した企業数 ・事業承継により維持された従業員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な事業承継の実現及び新たな成長を目指す企業への投融資による地域の雇用創出・維持とサプライチェーンの維持
医療				
	C) 地域医療充実に資する医療関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資件数 ・投融資額 	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資を実行した地域別医療機関数 ・投融資対象プロジェクトの例示 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のための医療体制整備 ・医療体制の充実、高度化を通じた社会の発展
社会福祉				
	D) 障がい者支援・高齢化社会対応に資する福祉関連投融資 E) 保育園・学童保育施設に係る投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資件数 ・投融資額 	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資を実行した地域別社会福祉施設数 ・投融資対象プロジェクトの例示 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者の生き生きとした生活の実現 ・子育て支援等に積極的に取り組む企業への支援を通じた必要不可欠なサービスへのアクセス ・待機児童解消問題の改善に資する保育事業への支援を通じた子育てしやすい環境構築及び子育て支援

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、上記レポートニングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

資金の充当状況に係るレポートニング

ちゅうぎん FG は、サステナビリティボンド等により調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上にて開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、速やかにその旨を開示する予定としている。

環境改善効果・社会的便益に係るレポートニング

ちゅうぎん FG は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポートニング、ソーシャル適格事業の社会的便益に関するレポートニングとして、本フレームワークに定める内容を年次でウェブサイト上にて開示する予定である。これらの開示項目には、CO₂削減量等の定量的指標が含まれ、可能な範囲でアウトカムを定量化しており、適切な開示の対象が特定されている。ソーシャル指標については、ICMA のレポートニングガイドライン等で推奨されているアウトプット・アウトカム・インパクトのロジックツリーを構築し、可能な範囲において定量指標、難しい場合には定性指標設定がなされていることから、適切であると評価している。

以上より、JCR では、ちゅうぎん FG によるレポートニング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、ちゅうぎんFGがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内外の専門家の知見を取り入れつつ、実務・経営の観点からサステナビリティの取り組みを推進している点について、高く評価している。

ちゅうぎんFGは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」を経営理念とし、「地域のお客さまに「選ばれ」、「信頼される」総合金融サービスグループ」を経営ビジョンに、「お客さまとのWin-Winを目指します、個として仕事を通じて夢を実現します、会社として働きがいと成長の場を提供します」の3つをちゅうぎんバリューとし、行動規範・行動指針を含めたこれら全体の経営理念体系を実践することをサステナビリティの基本方針としている。ちゅうぎんFGは、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すため、6つの重点課題（地域経済・社会の活性化、少子高齢化社会への対応、DXの推進、多様な人材の活躍推進、環境経営の促進、ガバナンスの高度化）を特定し、取り組んでいる。

ちゅうぎんFGは、現在、2017年に策定した2027年までの長期経営計画 Vision2027「未来共創プラン」のステージ III（2023年度～2026年度）にあたる中期経営計画を推進している。同計画では、「地方創生 SDGs の『深化』」「イノベーションの創出」「グループ経営基盤の強化」を3つの成長戦略とし、好循環を生み出すことで地域社会に貢献するビジネスモデルの構築を目指している。前述の6つの重点課題に対応する具体的な施策が中期経営計画に落とし込まれており、取り組みに対する目標値をサステナビリティ KPI として設定している。事業活動を通じ、地域社会・顧客と相互に発展する未来を共創することを目指し、創業や観光の支援をはじめ、SDGs や CSR の推進、地域の社会課題、環境課題など幅広いテーマに対して、ちゅうぎんグループ全体で取り組みを進めている。

環境課題に関連する KPI としては、CO₂ 排出削減を設定し、ちゅうぎんFGの Scope1+2 について2026年度に2013年度比72%減とするとともに、2030年度にはネットゼロとすることを定めている。2023年度より Scope3 の排出量の算出を開始し、同社グループのファイナンスド・エミッションに係る対応に向けたエンゲージメント活動について検討を進めている。グループの中核である中国銀行に加え、Cキューブ・コンサルティング（コンサルティング）、ちゅうぎんエナジー（太陽光 PPA 事業等）、中銀リース（リース業）などグループ一体となった金融・非金融支援の体制のもと、顧客の脱炭素化及びサステナビリティ向上に貢献することを通じて、自社の投融資ポートフォリオのカーボンニュートラルを実現していく方針である。

環境・社会の双方の課題に関連する KPI として、サステナブルファイナンス目標を設定し、2020 年度から 2030 年度末までに 3 兆円（うち、環境系目標 2 兆円）の投融資を実行することを掲げている。対象となる投融資は、医療・介護・保育、創業支援等の社会分野及び太陽光、風力、EV 等の環境分野のファイナンスに加え、地方創生や SDGs/ESG の取り組み支援を含む。また、2023 年には「ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り扱いを開始し、顧客の SDGs・ESG 経営をサポートしている。

また、ちゅうぎん FG は、従業員を価値創造の源泉である「人的資本」と捉え、「社内外で求められる人財」に向けて従業員一人ひとりの成長を促すことで、経済価値及び社会的価値の創造を目指している。中期経営計画では、人的資本投資を従来以上に拡大し、「人財開発・リスクリング」や「ダイバーシティ & インクルージョン」「エンゲージメント」に関する取り組みを進めることで組織の活性化を図るとともに、「経営資源委員会」等を活用したポートフォリオマネジメントとタレントマネジメントの高度化を通じて事業面と人財面の連動を一層強化し、持続的な企業価値の向上の実現を目指している。

ちゅうぎん FG は、サステナビリティ経営の取り組み強化を目的に、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置している。気候変動・生物多様性を含むサステナビリティに関する重要事項等については、同委員会及びグループ経営会議での審議・議論を経て、定期的に取り締役会へ付議・報告がされており、取締役会が取り組みを監督・指示し、審議結果を経営戦略やリスク管理・評価に反映させる体制としている。また、上記の取り組みをグループ全体で推進するにあたり、サステナビリティ推進部を設置し、施策推進の実効性を確保している。

また、ちゅうぎん FG は、持続可能な社会づくりに向けて、国内外のイニシアティブへの参画を積極的に進めている。2011 年 12 月に 21 世紀金融行動原則へ署名・参画、2021 年 5 月に TCFD への賛同表明、2023 年 12 月に TNFD へ賛同、TNFD フォーラムへ参画、CDP において B 評価の取得等、外部からの評価やステークホルダーとのパートナーシップを SDGs・ESG の取り組み向上に活用している。

以上より JCR では、ちゅうぎん FG の経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内外の専門家の知見を取り入れつつ、実務・経営の観点からサステナビリティの取り組みを推進している点について、高く評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

SU 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU5 (F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・稲村 友彦

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生の損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル